

ドイツの狩猟 (10)

狩猟と政治

野 島 利 彰

「論集」35号でジュラー氏の「狩猟政策150年」を紹介したが、この翻訳の動機となったのは、日本とドイツの狩猟に対する考え方の大きな違いであった。「狩猟政策」(「社会政策」などからの類推で訳語を「狩猟政策」としたが、「狩猟行政」の方がなじみ易いかも知れない)という言葉からして私たちにはすでに新奇である。林業政策ならまだしも、「狩猟政策」は日本では未だ目にしたことがない。あることに関し政策があればその決定を左右し自己の利益を誘導するために、政治世界ではすぐに圧力団体が存在する。この狩猟圧力団体＝狩猟ロビーはドイツでは<ドイツ狩猟保護協会>で、多数の会員を擁し、その中に多くの連邦議会や州議会の議員、州レベルでは閣僚、バイエルン州では首相(シュトライブル氏)まで含む強力な団体である(ジュラー氏によればバイエルン州与党キリスト教社会同盟の議員の20%がその会員である)。世界的な動物愛護の流れ、またそれに応じてここ数年ECが打ち出している野生動物保護規準により、狩猟家には狩猟を続けることが次第に難しくなっている。ドイツ狩猟保護協会は当然のことながら狩猟を規制する一切の方向に反対で、狩猟を行う権利を守ろうと奮闘している。その努力はかなり強引であり、その主張は、動物保護の流れの中に置いてみれば、おうおうにして時代錯誤的である。それでも政府の施策に州レベルで大幅な変更がないのは狩猟ロビーが強引で、その利益が結果として政策に反映するためである¹⁾。

日本では狩猟と政治との関係は直接には考えられないのであるが、ドイツでは両者の関係は深い。日本では狩猟は歴史的にドイツとは別な歩み方をした

野 島

(ドイツの狩猟家は社会的地位が高いと見なされているが、日本のハンターは必ずしもそうではない)ので、日本の政治家の遊びと言えば狩猟ではなく、おもにゴルフである。会社関係で有名な接待ゴルフも当然政治家に対して行われるであろう。もし何か政治的な密談が必要な時にはしばしば料亭が使われ、いわゆる待合い政治が行われる。政治というものは一見合理的に運営されているように見えても、どこかに必ず影の部分に伴っている。ドイツでも例外ではない。しかし影の部分が余りにも明白に世に現れてしまうと、それが時には命取りになる。バーデン・ヴュルテンベルク州のシュペート首相の辞任もそうした例の一つである。彼は、日本を範として情報化社会に向けてドイツを改革しようと努力し、何度か来日したこともある、保守党キリスト教民主同盟(CDU)出身の首相であった。しかし91年初頭、報道週刊誌シュピーゲル1月7日号で企業との癒着(企業丸抱えの休暇、社長所有の豪華ヨットでの船遊び、企業所有の飛行機による国内外旅行等)を暴露され、ついに辞任に追い込まれた。私はこの事件を知るとすぐにシュピーゲル誌を手にし、首相が企業から提供されたサービスの内容を知ろうとした。しかしこの努力は残念ながら今回は無駄であった。私が求めていたのは接待狩猟の記事であった。私が予想したのは、彼と関係の深い大企業の社長が首相を自分の所有または賃借する猟区に招待し、彼に立派な角を持つアカシカを撃ち取らせ、素晴らしい獲物にご満悦の首相と猟区内の豪華な山荘で密談に及んだこともあったのではないか、ということである。接待狩猟についての記事が全くなかった理由は、シュペート首相が狩猟を好まない政治家だったからか、他の接待に比べれば狩猟は額の点で話題にもならなかったからか、あるいは狩猟そのものが接待としては日常的で敢えて取り上げる必要もなかったからか、不明である。しかし、一般的に言って、政治家に対する接待と言えばドイツでは必ず狩猟が話題になる。事実、ドイツの保守系全国紙フランクフルター・アルゲマイネは91年1月15日の論説(第一面)でシュペート氏の「夢の豪華船」問題を取り上げ、バーデン・ヴュルテンベルク州の経済発展に対するシュペート氏の功績を野党の社会民主党も認めるどころとしながら、「人生ではよくあることであるが、この場合にも許容され且つ利

のあることは程度の問題である。首相が国内の狩猟に招待されたのなら絶対に誰もそれを非としないであろう。これに対し、遠い外国の海岸で贅沢なヨット遊びに招待されることは間違いなく非難されるであろう」と述べ、彼が受けた接待は世間的に許される範囲を大きく逸脱している、と彼の落度を指摘した。この論説も言っているようにドイツでは政治家を狩猟に招待することはかなり一般的なことであり、世間もそれを認めているのである。

ヨーロッパでは狩猟は王侯の特権で、王侯にのみ許される遊びであった。日本ではマタギに見られるようにクマ、イノシシ、カモシカなどの大型動物を始め、狩猟全般に対する権利を農民が獲得し、山岳地帯では時には支配者の支配地域を越えて狩猟することが出来た。他方、君主の狩猟と言えば、鎌倉時代の將軍主催の巻狩りが有名であるが、その後の君主（例えば徳川將軍）の行う狩猟はもっぱら鷹狩りが主流になってしまった。ドイツでも古い時代には農民が居住地付近の共有林で自由に狩りをすることも出来た²⁾が、禁制林の増加とともに農民の狩猟権は奪われてしまった。つまり、カール大帝の時代から、主として狩猟を目的として、当時は豊富に存在した所有者のいない森林を自己の所有地とし、同時に狩猟の禁止・伐木の禁止を宣言する禁制林（罰令林）宣言が始まった。これによってカール大帝およびその後継者たちは広大な土地を所有するようになったが、帝権の拡大を意図してこれらの土地森林を恩賞として家臣に与え、あるいは教会・修道院を設立し、そこに寄進することが行われた。しかし早くも9世紀末頃から皇帝権力が徐々に後退し始め、また14世紀頃には無主の土地も底を突いてしまった。他方で貴族が荒地や森林の開拓で世襲所有地の拡張を行った。貴族は新しく獲得した土地に皇帝から特権として禁制林としての許可を得たり、あるいは許可無しに禁制林とした。この結果、本来土地獲得の手段であった禁制林宣言の権利が貴族に移行し、禁制林宣言が土地から切り放されて抽象化し、狩猟禁止のみを目的とする狩猟高権が現れた。これにより共有林を含め所有に関わりなく領土内の全ての土地に対して狩猟が禁じられ、農民の狩猟権は取り上られ、動物の生息地である森林樹木の伐採が禁じられた。しかも禁制林宣言はその土地での違反者に対する裁判権を獲得したことに

野 島

なるので、他人の土地に対する支配権の樹立を意味し、帝権からの離脱となり、貴族は独立した支配者＝王となった。このように狩猟権の獲得、あるいは禁制林宣言は王権とは切り放すことの出来ない密接な関係にあった。

王権による禁制林宣言の背景があることで、狩猟と言えば王侯、すなわち権力ある者に帰属することと考えられるようになった。また権力を持つ者は狩猟を行うことでその権力を誇示した。狩猟と言っても、キジやカモ、時にはウサギの様な鳥や小動物を相手とする現在のハンターと違い、本来王侯が狩るのは大型動物であった。かつてはバイソンやオーロクス（原牛）などの大型野生動物がヨーロッパには生息していたので、それらが王侯狩猟の対象であったが、それらが狩り尽くされ絶滅してしまうと、残った大型のシカ類であるアカシカがもっぱらその対象になった。しかし後にはアカシカばかりでなく全ての動物が王侯の狩猟特権に含まれてしまい、庶民には小鳥（時にはウサギも）だけが許された。

狩猟を好んだのは俗界の権力者ばかりではない。大司教、司教、僧院長といった聖界の権力者までが野山にシカを追った。カール大帝は彼らに戦争と狩猟を行うことをたびたび勅令を以って禁止したが、効き目はなかった。さらにその後、宗教会議でたびたび聖職者の狩猟禁止令が出され、違反者に対し破門を以って威嚇した。しかし聖職者は許されていた小鳥狩の「小鳥」を拡大解釈し、結局もと通り狩猟を行った。こうした禁止令の根拠は、狩猟が聖職者本来の静かな生活に不適當である、費用が掛かり過ぎる、その金を貧民救済に充てるべきだなどであるが、最大の理由は、聖書からは狩猟を行う者が聖者であると証明できないことであった。繰り返される禁令にも拘らず、聖職者たちは狩猟を〈静かな狩猟〉と〈うるさい狩猟〉に分け、猟犬や角笛を使わず、獲物を捜し求める前者の狩猟ならば血も騒がず、自分たちにも許される狩猟であると勝手に解釈し、再び野山にシカを追いに馬を駆った。彼らの執拗な狩猟禁止に対する抵抗の中には、聖職者は狩猟を行って当然であるとの意識が感じられる。これも聖職者が権力に関わっている証拠と見なすことが出来る。事実、神聖ローマ帝国のザクセン朝（919-1024）はオットー大帝（936-973）以来、司教座や

修道院に土地と行政権を付与し、世襲権を持たない領主（つまり官僚）を作り上げ、帝国の支配権を広げてきたのである。従って、司教や修道院長と言ってもこの時代にあっては聖職者であると同時に支配地を持つ領主であった³⁾。聖職者の狩猟とそれに対する禁令はその後もしばらくは続くが、やがて禁令が厳格に守られていた一部の僧院（例えばベネディクト派修道院⁴⁾）を除いては、権力意識としての狩猟が教会法の禁止を忘れさせてしまった。実際、その後、教会の頂点に立ってこのような経緯を知っているはずの法王すら、その権力を使って世俗の君主以上に狩猟を情熱的に行った。イタリア出身のローマ法王レオ10世（1513-1536）は10月を狩猟の月と決め、一ヶ月間ローマを留守にして狩猟をして回った。法王は普段でもよく狩猟に出かけ、法王庁に出入りする各国の外交官はその日の法王の狩猟の成績を見てから会談を申し込んだと言う。獲物が多ければ法王の機嫌も良く、会談も思い通りに進んだのである。もっともこの贅沢な法王は死後に莫大な借金を残した。

狩猟が権力に付随しているとは言え、バイソン、オーロクス、クマなどがまだ生息していた時代はこのような大型動物を相手にすることは、これらがいったん反攻に転ずれば、遊びどころか、十分に生命の危険を伴った。イノシシ猟やアカシカ猟でも油断をすれば動物の逆襲を受け、また逃げる動物を森の中で馬を駆って追うことは常に落馬の危険があった。しかし生命の危険があることがまさに狩猟なのであった。これによって王侯およびこれに従う家臣たちは平時にあっても戦場と同じ緊張が経験出来た。動物を敵に見立てて馬を駆り、馬上や徒歩の人員を巧みに操り、計略と罠を用い、夏の暑さや冬の極寒に耐え、風雪をついて相手を倒す。狩猟はいわば軍事演習であった。しかし王侯が狩猟に熱を上げたのは必ずしもその軍事的価値にあっただけではない。危険な状況を忘れず、常にその中に身を置き、肉体的緊張によって精神的緊張を維持することが王者の義務であったのかも知れない。なぜなら、アレクサンドロス大王はペルシア征服後、彼の幕僚が往時の勇猛さを失い、安逸な生活に溺れているのを見て、「安楽な生活をするのが奴隷の生活で、厳しい生活をするのが王者の生活であることが分からないとは、驚くほかはない……」（プルタルコ

野 島

ス英雄伝 アレクサンドロス 40章) と言って、彼自身はますます行軍、狩猟に困苦をおかし、危険に身を投じたからである。しかし現代の狩猟にはもちろん危険な要素はほとんどない。狩猟は危険を出来る限り除去してスポーツに変身してしまった。それでも今日なお狩猟に貴族性が残存しているためステータスシンボルとして使われている。功成り名を遂げ、邸宅もヨットも手に入れた後に残るのは、ドイツでは狩猟だと言われている。狩猟家の社会に受け入れられるのは、ジェット・セットに受け入れられるよりも難しいらしい。あるいはドイツでは閣僚が集まって狩猟会 (Kabinettsjagd) を開いたり、各国の大使を招いて外交官狩猟 (Diplomatenjagd) が行われる。このように狩猟が上流階級のステータスシンボルとなり得るのは、その権利を持っていたのは王侯に限られたという歴史的背景に因っている。

フランスでは1789年の革命により王侯の特権である狩猟高権は廃止された。ドイツではそれより半世紀ほど遅れ、1848年のいわゆる三月革命に続くフランクフルト国民議会で狩猟特権が廃止された。しかし革命後も貴族が生き続けたのと同様に、貴族的な狩猟も存在し続けた。ヨーロッパでは貴族が直接支配することは終ったが、共和制になっても、権力者の生活の範は貴族の生活にあった。つまり革命や議会制度による改革で権力者は交代したが、権力者としての存在形式はそれ以前と大きく変わることはなかった。土地所有権の有無に拘らず全土を自己の狩猟地とする狩猟高権がなくなり、所有地以外で狩猟をすることは出来なくなったが、それでも狩猟は広大な土地を有する者、あるいは自分で所有してないにしろ、国家が所有する広大な土地を自由に使える地位にある者にとっては相変わらず優雅な遊びであり続けた。その状況はまるで狩猟をしなければ自分が権力ある地位に座っているのが実感できないかのようであった。

しかし旧東ドイツの状況は、狩猟の持つ貴族性と社会主義国家の理念とが相容れない (ように見える) だけに、異常である。1989年11月9日にベルリンの壁が崩壊し、翌年の10月3日に東西ドイツの統一が行われたが、こうした変化と共に旧東ドイツの隠されていた情報が次第に表に現れるようになった。それ以前から党幹部の豪華な生活は伝えられてはいたが、それは自動車や家庭電化

製品などの西側商品の購入と豪華な別荘生活に関することが主であった。そこに新たに狩猟が加わった。ホーネッカー元国家評議会議長は大の狩猟好きで、ポーランドとの国境に近いブランデンブルク州ショルフハイデ⁵⁾にある2万2千ヘクタールの広大な国有猟区と自己専用の猟区とし、東ドイツ国民議会議長や党経済専門家あるいはホーネッカーの精神分析担当女医の夫や古くからの女性秘書の夫など、気の置けない人たちをそこに招待して狩猟を楽しんだ。また各国の要人を猟区内の狩猟用山荘に招いて会談した。彼はこの猟区にいつでも獲物があるように多数のアカシカとイノシシを（狩猟用語では保護育成させていたと言うが、事実上は）飼っていた。彼はアカシカを射ちたいがために、食物の少ない冬に餌を与える施設である餌小屋に寄って来るものまで射ったと言われている。これは西ドイツでは明らかに、東ドイツでも恐らく〈狩猟家精神〉違反の行為である。彼が専用としていた猟区は狩猟動物の過剰（通常の4倍の生息数）と鑑定され、そのうえ餌付けが効き過ぎて動物は自分で餌を探さなくなっているため、自然状態に復帰するのに3年はかかると推定されている。（89.1 2. 9. SZ; Spiegel Nr. 15/1991）。

また同じく旧東ドイツの秘密警察シュタージー（Stasi）を管轄したのは国家保安省であったが、その長官のミールケも狩猟好きであった。彼は上記のショルフハイデのすぐ北にあるヴォレツ村近くの15000haの国有林のうち3000haを専用の猟区とした。そこにも多数の狩猟動物が育成されていた。この猟区の動物の多さは「ミールケは銃で狙いをつける必要はない、銃を森に向けて射ちさえすれば良い、それだけでもう動物が倒れる」と言われたほどであった（因みに、この表現はどう狙おうと必ず当たる魔弾の所有者に対する言葉である）。また彼は自分の狩猟を安全にかつ邪魔されずに楽しむために、彼の身辺警護を担当する秘密警察の警護隊を動員したが、人目に付くのを防ぐために、まるで昔の貴族がそうしたように、多数の警護隊員たちに彼がデザインした制服を着せ、狩猟用のコートを羽織らせ、林務官の帽子を被らせた。人間ばかりでなく動物も豪勢な生活を味わっていた。彼の猟区の動物たちはその地方の食糧事情に関係なく、優先的に穀類を供給して貰っていたのである。またそ

野 鳥

の地区でエネルギー節約のために停電が実施されても山荘には電気を供給させた。その後この猟区は国立公園に指定されたが、その理由は水鳥類やタカやワシなどの猛禽類、そして植物の種類が極めて豊富である、つまり人を寄せ付けなかったために自然状態が完璧な形で保たれている、ということであった。自然保護家はいわく「かつての党最高幹部の専用猟区にもよい面があった」。(89. 12. 7. SZ; 90. 4. 4. SZ.)

狩猟は決して当時者個人の楽しみだけでは終わらない。かつての宮廷狩猟がそうであったように、それは同時に見せ物としての側面を持っている。例えば囲い込み猟では、森の開けたところに幔幕や柵を巡らし、その外側に見物席を設けて、多数の動物が殺される場面を楽しんだ。ただしそれだけ多数の動物を囲い込むにはそれだけの労力が必要であり、その準備と施設に膨大な費用が掛かった。王侯はそれ故このような狩猟を結婚式、王位継承式などにこれを記念して開催し、その浪費により自己の権勢を具体的に示したのである。また現代のゴルフと同じように政治的な会合に伴っても行われた。神聖ローマ帝国のカール5世は1530年、アウクスブルクの帝国議会に出席する途中、ミュンヘンを通り、バイエルン公ヴェルヘルム2世の宮廷に立ち寄った。この、新旧両教会を調停しようとする重大な議会の迫った慌ただしい日程の中を皇帝は四日間ミュンヘンに滞在し、そのうち二日を狩猟に費やした。狩猟員や農民たちが近郊のペルラハの原野に集めた500頭のアカシカを犬と騎馬が追い、バイエルン公とその高貴な客人たちはそれを見物した。そのあと皇帝とその弟、オーストリア公フェルディナントも自ら狩りに参加し、10頭のアカシカを倒した。しかしその後に行なわれた肝心の帝国議会の方は狩猟の成果と違ってうまく行かず、調停はカール5世の努力にも拘らず失敗に終わった。また1814年9月から、ナポレオンなき後の、欧州再編成をめぐるメッテルニヒが主宰するウィーン会議が開かれたが、有名な夜毎の舞踏会ばかりでなく、もちろん狩猟も行われた。早くもその10月にウィーンの南、ドナウの支流シュヴェヒャト河畔に位置するラクセンブルクで、会議に出席した諸侯を集めて狩猟会が行われた。前もって

ドイツの狩猟 (10)

集められていたイノシシ、アカシカ、ウサギなどが円形の闘技場に放たれ、銃を持って待ち構える諸侯の前に追いたてられた。この時にはオーストリア皇帝フランツ1世の妃ルードヴィカが最も多数の獲物を射った。

現代ではもうそのようなきらびやかで豪華な狩猟は行われませんが、広大な猟区を所有ないし借りていること自体が、狩猟施設の維持とそこで働く職業狩猟家の人権費を考えると、富裕階級にしか出来ないことである。もしこの猟区で接待狩猟が行われれば、客に獲物がない訳には行かない。従って、このような猟区ではどうしても狩猟動物の数が過剰になる。例えば北バイエルンのザックス家はボールベアリングと自動車のギアで成功した新興財閥であるが、この家の当主は自己の土地 600ha に加え、州有林 1200ha を年3万マルク（約300万円）で賃借し猟区としている。しかしバイエルン州政府は契約の更新を今後拒否する考えである。なぜならこの猟区のシカ類が樹皮をかじり、天然更新の稚樹を食い、植林樹の先端の軟らかい若葉を食い荒すなど、林業に年165万マルク（1億6500万円）の被害を与えている上に、雪崩防止機能を持つこの森林を保護するため、動物が立ち入れないように金網フェンスを森に張りめぐらせ、食害防止に林業樹木をプラスチック製の格子やテープで覆い、若木の先端に骨状に突起の出たプラスチック製器具を取り付けるなど、年550万マルク（5億5000万円）を支出しなければならないからである。（88. 12. 27. SZ; Spiegel Nr. 2/1989）それほどまでに狩猟動物が狩猟の楽しみのために過剰に生息しているのである。客を招待して狩猟を行えば獲物は多くなければならない。ホーネッカー国家評議会議長が公的な狩猟を開催した時には、いつも膨大な数の獲物があり、彼はそれを公表して社会主義の優位を誇った。しかし裏方は大変であった。獲物のウサギの数を増やすために、前もって射ち、それを冷凍して溜めておき、本番の時に解凍して、その日射ったウサギと一緒に、〈陳列〉をしたのである。（Spiegel 32/1990）。

狩猟は権力者の夢なのであろうか。あるいは狩猟なしには権力者であるとの実感がないのであろうか。もう一人例を挙げれば、旧東ドイツの労働組合の連合組織である「自由ドイツ労働総同盟」のティッシュ議長である。彼は現在、議

野 島

長時代に行ったとみられる1億マルクの横領の疑いで裁判にかけている。彼も狩猟が好きで、60年代からずっとロストックに近い国有猟区アイクセンで常連の狩猟客として狩猟を行っていた。彼は狩猟の休暇を快適に過ごすために、その後ここに狩猟用の別荘を建てさせた。予算は僅か10万東マルクであったが、これに実際に要した費用は約460万東マルクであった。ちょうどこの時期にベルリンに彼の労働総同盟の大規模な本部が建築中であったので、別荘の資材はこの本部建設資材を無断流用したものであった。資材はいったん本部の建築現場にもたらされ、そこから直接に猟区に運ばれた (Spiegel. Nr. 5/1991)。この外、政治局員のシュトーフ首相、同じくズンダーマン政治局員、ミッターク経済相、シャルク商業的協調関係局長等、みんな狩猟好きでその特権を自分の猟区で味わった⁶⁾。

もちろん政治家と狩猟との関係は東ドイツに限らない。先ほどのミーケルについての記事の後すぐに、南ドイツ新聞 (89. 12. 14. SZ) の投書欄に「王侯のような狩猟を行っている政治家は東ドイツに限らない」という題で次のような投書が掲載された。

「(……) だが、西ドイツの州首相やその閣僚たちの狩猟の有様を詳しく調べるのも素敵ではないだろうか。ここでも自己顕示欲のためにやはり税金が支出されている、そしてこれが公共の福祉のためよりはむしろ、党や個人の目的に役立っているのがこの国のことではないだろうか。取引先にコーヒーをご馳走すれば、納税者は相手の名と額を税務署に申告しなければならない。なぜ私たちは、いつ、なぜ、いくらで閣僚Xが監査役Z氏を、あるいは広告宣伝担当顧問Y氏を狩猟に招待したかを知ることが出来ないのだろうか。ヘリコプターを使った？ 警官を勢子にした？ 一般人立入禁止にした？ グラスノースチをしてないだっ？ [わが国も同じじゃないか]」

残念ながら旧西ドイツ政治家の狩猟については記事が少ない。バイエルン州

ドイツの狩猟 (10)

の故シュトラウス首相が狩猟好きであったのは有名であった。彼は88年10月1日に心臓発作を起こし危篤状態に陥り、2日後に亡くなったが、彼が倒れた場所はレーゲンスブルク近郊の森林を狩猟用自動車に乗って狩猟地に向かう途中であった。彼はドイツ最大の富裕家と言われたトゥルン・ウント・タクシス侯爵家の当主、ヨーハンネス・フォン・トゥルン・ウント・タクシス氏⁷⁾に狩猟に招かれている時であった。侯爵はドイツ最大の森林所有者で、ミュンヘン大学の林学部では学生の実習にその森林経営を見学させる。私も林業史研究所に在籍中の86年5月にこの実習に参加する機会を得て彼の森林を見学した。見学後、彼の営林署(の一つ)の近くにある、林中の開けた場所に設けられたテーブルで教授・学生たちにビールと軽食が供された。私もジョッキを片手に学生とおしゃべりをしていた時に、遠い森のはずれを10頭ほどのアカシカの群が移動する姿を認めた。一頭のアカシカは見ても、群などは見たこともなかったので、学生にすぐにそれを言うと彼は驚きもせず「侯爵の森には狩猟のために森を囲って多数のアカシカが飼われているのだ」と説明してくれた。故シュトラウス首相もこの侯爵の接待を受けていたのである。彼が倒れた時、侯爵、随行する侯爵家の狩猟員とお仕着せ姿の召使ら20人が見守り、さらには連絡を受けてすぐに侯爵の狩猟館(Jagdschloß)から医者が駆けつけた。

接待狩猟は単に狩猟動物を客に射たせるだけではない。終了後に必ず〈獲物数えの式 Streckelegens〉が行われ、ホルンの吹奏があり、狩猟の雰囲気を一層高める。一般にこのように名士を招いての狩猟の場合には雇用された職業狩猟家が裏方として働いている(例えば獲物を客のいる狩猟台の方に静かに追い立てる)ので、一種の団体猟となる。〈獲物数えの式〉とは団体猟(狩り出し猟や押し出し猟)などの最後に行われる獲物を点検する儀式のことである。これは以下のように行われる。

まず全ての獲物が一定の箇所に集められ、位の高い狩猟動物から順に並べられる。かつての王侯の狩猟ではこの陳列の場にはミズナラの枝が敷き詰められ、その上に獲物を並べたが、現在は枝を全く用いないか、せいぜいトウヒの枝で付近を飾る程度である。動物は前もってその内臓が抜き取られ、体の右側を下

野 鳥

にして横たえられる。ひづめ動物は体の上に〈枝印〉を置かれ、雄はさらに口に〈最期の餌〉という一枝をくわえる。列は右から左へと続く。ひづめ動物は他の鳥獣より前に置かれる。ひづめ動物ではアカシカが先頭で、その中でも角のある雄が前で、以下に雌、仔が並び、雄の中では大きいものが前になる。アカシカの次はダマジカ、シャモア、ヨーロッパアルガリなどの比較的大きいシカ類が並び、その次にイノシシ、ノロシカが続く。ノロシカはもともと高狩猟動物に入っていないため、位はひづめ動物の中で一番下になる。ひづめ動物の後にはキツネ、ノウサギ、アナウサギが位置する。ケモノ類が終わると鳥類が並ぶ。獲物が多ければ各々の種類が一行になり、数えやすいように10頭目が列を少し飛び出すように並べる。獲物の数が少なければ位の順に従って一行に纏める。ただしひづめ動物や鳥類を害すると見なされているキツネ、アライグマ、イタチなどの食肉性狩猟動物、いわゆる害獣は常に別扱いを受け、新たな一行を与えられる。

獲物が並べられると今度は人間が並ぶ。この猟区の所有者ないし賃借者である狩猟主が獲物の前、つまり獲物の列の頭の側に立ち、狩猟主の後ろに射手あるいは招待客が並ぶ。右翼、すなわち獲物の脚の側にはホルン手が並び、その後ろに勢子たちが立つ。追跡犬係たちは左翼に位置する。狩猟主がそれぞれの動物毎に今日の成果を発表し、彼の合図で、「ドイツの狩猟(6)」(紀要19号)で述べたように、まずアカシカの榮譽を讃える「アカシカの死」の曲がホルン手により吹かれる。そして一番大きな獲物を倒した狩猟家に〈榮譽の枝印〉が与えられる。以下、獲物の順に各動物についてのホルンの曲が吹かれる。最後に〈狩猟終了〉、それに続いて〈Halali〉の曲が演奏され、儀式が終わる。この後さらに狩猟の宴会が行われ、時にはこの中で余興的に狩猟裁判会が開催される(「ドイツの狩猟(7)」)。シュトラウス首相を招待したヨーハンネス侯爵も緑の制服を着た彼の狩猟員たちによる華麗な儀式と、狩猟館での豪華な宴会を用意していたであろう。

旧西ドイツの政治家の狩猟についての数少ない記事の中から、僅かに南ドイ

ツ新聞の記事 (90. 8. 30. SZ) がその一端を見せてくれている。ニーダーザクセン州ハノーファーに近いイノシシ生息林シュプリングでは毎年恒例で閣僚を中心とした狩猟 (Staatsjagd) が年に数回行われていた。これには狩猟家、勢子、追跡犬係、ホルン手を含め最大 140 人が参加し、一回の開催につき 2 万マルク (約 200 万円) が支出された。しかしこの政府主催の狩猟は 1985 年に無神経にもキリスト教の祭日〈贖罪と祈りの日〉(11月18日) に行なわれ、世間の批判を浴びた。この時には約半数の閣僚が出席し、林内の狩猟鳥ではなく、そのためにわざわざ放したキジを射った。関係者たちは後に「休祭日の平安を害する罪」および「動物愛護法違反」で調査を受けた⁸⁾。この余波でニーダーザクセン州の閣僚狩猟は社会党政権に替わったのを期に廃止された。もちろんこの〈政府狩猟〉の場合でも先ほどの〈獲物教えの式〉が行われ、宴会がそれに続くことは言うまでもない。

フランスもかつて宮廷狩猟の伝統を持った国だけに、政治家は狩猟好きである。1970年にルーマニアのチャウシェスク大統領がフランスを公式訪問したが、その後両国の関係がやや冷えたため、ジスカル・デスタン大統領はようやく 1979年になってルーマニアを公式訪問した。しかしその間彼はポンピドー大統領時代には大蔵大臣として、また 1974年以降は大統領としてチャウシェスクの招待を受け、何度かカルパチア山脈のクマ狩りとアカシカ猟に出掛けて行った。それが時には当地の「禁猟期」に当たることもあった (89. 12. 28. FAZ.)。ところでクマ狩りはジスカル・デスタン氏の心の中に一つのイメージを持っていたかも知れない。つまり、ヨーロッパでは 16世紀頃までにはバイソンやオーロクスなどの大型動物がいなくなってしまう、残された危険な唯一の動物はクマで、これを狩ることは王侯にとって最大の悦びであった。しかしこのクマも銃を用いた猟によりその生息数が激減し、クマ狩りの機会が非常に少なくなってしまった。そのためクマは希少価値を持つようになり、貴重な交易品となった。各国の宮廷はクマを捜し求め、捕らえて他の宮廷に売ったり、あるいはそこの王侯を招待して貴重なクマ狩りを行ったほどであった。ジスカル・デスタン氏もチャウシェスク国家元首の「宮廷」でのこの貴重さとその悦びを十

野 島

分に味わったに違いない。

また一般のフランス人も狩猟鳥獣の肉が好きで、秋になるとその出所が野生・養殖に関わりなくキジやウサギ、時にはノロシカなどがそのままの姿で〈ジビエ〉として肉屋の店頭を飾り、それが秋の風物詩にもなっている。それほど狩猟が庶民的だと言える。ドイツでは狩猟権が土地と結び付けられ、さらに土地が一定の大きさを越えないと実際の狩猟は行えないため、大土地所有者が優遇され、狩猟が庶民的であるとは必ずしも言えない。しかも彼らの利害を強力に訴えてくれる圧力団体が存在するので、ドイツの狩猟家が街頭に出てデモを行うことは稀である。これに対しフランスでは狩猟は主として許可さえ貰えばどこでも狩猟が出来る、いわゆる〈狩猟許可制度〉を採用しているので、狩猟家の数も180万人とドイツの25万人に比べ遙かに多く、一般市民や農民の狩猟家も多い。それだけに政治家にとっても狩猟は大事な票田である。ECの動物保護規準が狩猟家に厳しくなり、それに反対するデモが89年2月にフランス全土で10万人の参加者を集めて行われたが、その先頭に立ったのは保守革新の両陣営からの政治家であった(89. 2. 27. SZ.)。このデモでは狩猟権が革命によって貴族の手からブルジョアジーの手に移ったことを思い出させるために、デモ参加者の一部は革命時にジャコバン党員が被った帽子を再び頭にして行進した。また翌90年2月に行われた狩猟家のデモでは、狩猟こそフランスの特質を表すものと見なされ、「狩猟、それがフランスだ」と書かれたステッカーが市民に配布された(90. 2. 5. SZ.)。もちろんこの時も左右の政治家がその先頭に立った。

ドイツとフランスでは狩猟制度が異なっているが、政治家の狩猟好きは同じである。狩猟家はこれらの政治家を通して彼らの権利を訴える。いや、狩猟が好きなのは一般大衆かもしれない。ジビエといい、レストランメニューの狩猟鳥獣の料理といい、大衆は意外と家畜以外の肉を求めている。それは日本人が機会があれば生きている魚を目の前で料理してもらい、活き造りの残酷さにも関わらず、出来れば生きたまま食べようとする心理に似ている。ヨーロッパ人の心の中にも家畜でない、野生に生きた、新鮮な動物を口にしたい欲望がある

に違いない。もちろん狩猟鳥獣の肉を食べることは現在では非日常性を、幾分いわゆるハレを意味することになるので、例えば結婚披露宴や来客のもてなしなどの際に行われる。このような大衆の支持基盤があるからこそ、政治家の狩猟も許されて来たのであろう。しかし動物保護の波は大衆の意識を変えつつある。ブロイラーや鶏卵用の大量飼育のニワトリに対しても動物保護の立場から飼育最低面積が規定され、実験動物の過剰使用に対して警告が発せられる時代にあっては、ただ楽しみのために動物を殺すことは許されなくなっている。狩猟の貴族性よりもむしろ残酷性の方が大衆に訴える力を持っている。狩猟が批判的に新聞に取り上げられる時には、たいてい記事を補うために〈獲物数えの式〉の場面や角飾りが連なる室内の写真が使われる。たとえ動物が口にトウヒの枝をくわえていようと、ホルン手が死んだ動物の栄養を讃えて〈アカシカの死〉を吹こうと、大地に横たわる動物の列は、見方を変えれば「目を覆うばかりの累々たる死体の列」で、残酷以外の何物でもない。また貴族や資産家の館あるいは邸宅の壁面を飾る角の林は、その下の頭蓋骨を念頭に置いて見れば一瞬にして白い骨の並ぶ墓場に化してしまう。狩猟好きな政治家も大衆意識の変化を敏感に感じているであろう。ジスカール・デスタン氏は1981年の大統領選で社会党のミッテラン氏に敗れたが、狩猟が私のイメージを損なった、と言ったそうである。逆にハンティング姿が似合うであろうミッテラン氏は、批判票を意識してそういう格好は決してしないと云う（「太陽」90年12月号）。厳しい流れの中で狩猟好きの政治家は今後、狩猟家としての姿をあからさまに公衆に動物保護の示すことは難しくなり、それにより狩猟と権力の結び付きとその長い歴史にも終止符が打たれるであろう。

注

- 1) 州の閣僚や議員の中に狩猟家がいることが、例えばバイエルン州の特にアルプス地方の山岳林が荒れる間接的な原因になっている。アルプス山岳林は森林枯死の被害もひどく、その原因は大気汚染、工場の煤煙規制が徹底した現在ではその第一原因は自動車の排気ガスである。外からの原因ばかりでなく当の森林側の問題としては、山岳林のほとんどが針葉樹のトウヒのみで占められる、いわゆる単純林であることである。バイエルン州の農林食糧省林野局はそのため広葉樹を植林し、混合林にし

野 島

て大気汚染に対する耐性を高めようとしている。しかし山岳林にはアカシカ・ノロシカなどの狩猟動物が多数生息し、彼らにとっては針葉樹よりも味が良いので、植林した広葉樹の葉や芽を食い荒し、営林署の努力を無駄にしている。林野局は狩猟家に対し猟区の射殺数を高め、狩猟動物を減らすように求めているが、狩猟家はいざ狩猟に行った時に獲物にありつくために生息数を多めに保ちたがり、勧告を無視している。狩猟好きの故シュトラウス首相の後を継いだシュトライブル首相も狩猟家である。彼は91年5月14日の秘密閣議で森林枯死の問題に触れ、「昔からアルプスを知っているが、以前は狩猟動物がもっと多かった。だから森林枯死を動物のせいにするのは間違っている」と発言し、農林大臣の森林寄り姿勢を叱り、さらに森林枯死に対する住民の不安を「ヒステリー」と表現した。しかしこの発言が3ヶ月後に緑の党に洩れ、議会で「狩猟ロビーに膝を屈した」と追求され、「森と動物の両分野をつなぐ、感情論に走らない合理的な関係を見出したい、ということが発言の真意であった」と弁明した(91. 8. 7. SZ.)。狩猟動物による広葉樹に対する食害は、自然保護団体ばかりでなく、官庁である会計検査院までが林野局の植林にかかる費用を、「窓から捨てるようなもの」とその無駄を認定するほどである。にもかかわらずシュトライブル首相がこのように発言するのは彼がかなり保守的な狩猟家だからである。しかし必ずしも狩猟家の全てが保守的ではない。「ドイツの狩猟(5)」の注1で述べた「生態学的狩猟団体」が結成されたのは山岳林を保護する立場から射殺数の増加を求めてのことである。

- 2) 13世紀頃成立し、古いゲルマン法の形をよく残していると言われる法文集「ザクセン・シュピーゲル」の2・61・1・に「神が人間を創造し給うたときに、神は人間に魚と鳥とあらゆる野獣に対する権力を与え給うた。それゆえわれわれは、いかなる人もこれらの物のために彼の生命をもまた健康をも(罰として)失うことはないという、神の証拠を得ているのである」と狩猟の権利が万人にあることを宣言している。同時に次の2・61・2で「しかしザクセン<の地方>内には三つの場所があり、そこでは、国王の罰令権によって——熊、および狐以外の——野獣に平和が付与されている。これは罰令林と称する。その一つはコイネの荒野であり、第二はハルツ、第三はマーゲットハイデ<である>。誰しもこの内で野獣を捕らえた者は、国王の罰令権の罰金を払うべきであり、それは六十シリンクである」と万人の狩猟権に対する例外として禁制林について規定している。
- 3) オットー大帝は司教や僧院長の任免権を掌握し、これに裁判権や関税特権を与え、高級聖職者を帝国の官僚とすることで、帝権の拡大を図った。そのために教会や修道院に帝国所有地の寄進が行われたのである。その後も皇帝たちは教会支配を通じての帝権の拡大、いわゆる教会高権政策を続けた。その端的な例は、シュヴァインフルト辺境伯の反乱(1007年)を鎮圧したハインリヒ2世(1002-1024)の場合である。彼はバンベルク司教座を新設し、辺境伯の根地であったフランケン地方を二

分し、一方をパンベルク司教区に、他方をヴェルツブルク司教区に編入して統治させ、教会権力を通じての支配に切り替えた(林 P. 35 f)。しかし帝権の拡張政策とは裏腹に、貴族もその権力の拡大を狙い、修道院を設立し、俗人である設立者が院長に収まり、あるいはその縁者を院長に任命することも行われた。そして時には僧院に妻子から一族郎党まで移り住むこともあった。この時代には修道院は設立者の祈りの場であるよりは、むしろ投資の場であった。修道院は開拓による利益のみならず、本来教会に帰属すべき十分の一税の徴収権を開拓した領地や寄進された土地に対して獲得し、その税収入によっても裕福になった(今野「修道院」P. 35)。このような姿を見ると、私たちの想像するものとは違い、修道院が一つの政治権力であることがよく分かる。

- 4) ベネディクト派の僧院では「聖ベネディクトゥス会則」(530年頃成立)により厳格な僧院生活が営まれていた。例えば肉食は原則として禁止され、例外として「会則」の36章で虚弱者と病人に四足獣の肉を食べることが許された。カール大帝は修道院に対する勅令の中で繰り返し、修道士が「会則」に則った生活をするよう命じている。つまり他の僧院ではもっと気ままな生活が行われていたのであろう。実際、「会則」が書かれているラテン語も読めぬ修道士が結構いたらしい。同じように修道士の生活を規定したルードヴィヒ敬虔王の817年勅令でも「会則」に倣って肉食を禁じている。第8条「鳥類は〔修道院の〕内であれ、病弱の理由によらなければいかなる時でも食べてはならない」(今野「中世の社会と教会」P. 157)。このような生活をしている限りは、たとえ僧院長であっても狩猟を行う必要がなかったであろう。
- 5) ショルフハイデ (Schorfheide) は北部ドイツのポーランドとの国境近くにある森林地帯。氷河の影響で平坦で、やや波うった地形で、多数の湖水がある。ハイデ(荒野)と言われているように、土地が痩せているため森林は主としてマツとネズミサシによって構成されている。氷河による侵食で出来た粒子の細かい土が土壌を形成している。ドイツでは冬に滑り止めに雪の上に砂を撒くが、この地帯はこの砂を供給する地として〈帝国の砂箱 die Streusandbuchse des Reichs〉と呼ばれた。このショルフハイデは古くからホーエンツォルレルン家の狩猟地で、ブランデンブルク選帝侯や皇帝ヴィルヘルムⅡ世はこの地での狩猟を好んだ。この狩猟区は特に狩猟動物を増やすことに重点が置かれ、冬季には森の至るところに餌場が設けられ、水飲み場が置かれた。ここの狩猟動物の保護政策はそのまま東ドイツに継承された。ナチス時代には狩猟長官を兼ねたゲーリング帝国元帥の狩猟区で、彼の狩猟用別荘カリーンホール(占領地の美術品を収集したことで有名)があったが、別荘はソ連軍の侵攻直前に親衛隊の手で門を残して跡形もなく爆破された(FAZ Magazin ではソ連軍の手で爆破されたとなっているが、91. 11. 2 FAZ では親衛隊が破壊したとしている。ここでは後者を採った)その後、この地域のグロース・

野 島

デルン湖畔に東ドイツのホーネッカー議長が狩猟用別荘を建設した (FAZ Magazin 92. ?)。

- 6) シュトーフ首相はドイツでは第二番目に大きい、旧東ドイツのミュリツ湖の東岸に狩猟兼休暇用別荘を持っていた。この湖はほとんど人間の手が入っていない、湖沼景観としてはヨーロッパ随一で、これを見学した西ドイツの「狩猟新聞」の記者が「ヨーロッパの他の湖沼も顔色無し」と言ったそうである。東ドイツの他の幹部と同じにシュトーフ首相もこの猟区が好きで、よくここに来ては猟区に勤務する36名の狩猟員を使って猟をした。ただしここは東ドイツが指定する国立自然公園であった。統一後の91年11月に彼の狩猟用別荘は駐留旧ソ連軍の手を借りて取り壊された。公園管理所の説明では別荘と付属の温室の暖房に「身の毛もよだつほど費用が掛かり過ぎる」から、と言うことである。シャルク局長は商業貿易を推進するためにスイスや西ドイツを始め西側に多数の会社を設立し、東ドイツのために外貨を獲得したり、西ドイツからの多額の借款に成功した功労者である。しかし、その過程で西ドイツの政界に多額の献金をし、いわゆるシャルク事件を引き起こした。統一後の現在もなおドイツの政界はこのスキャンダルで揺れている。このシャルク局長もやはりショルフハイデの近くのグロス・ゴリン湖畔に猟区と狩猟用別荘を所有し、この別荘に大物政治家、バイエルン州の故シュトラウス首相をよく招待した。

東ドイツの要人たちが狩猟に用いた地域や、休暇を過ごすのに使った保養地は一般人を徹底して寄せ付けない独占的な地域だったので、自然の保存状態が極めて良く、統一直前に東ドイツ政府が行なった自然公園指定で残され、すべてそのまま統一ドイツに引き継がれた。この指定により東ドイツ地域はヨーロッパで最も自然公園の割合が高い地域になった。因みに、ショルフハイデは西ドイツ地域のザールラント州の大きさに匹敵する。

- 7) 侯爵家の先祖はイタリア出身で、神聖ローマ帝国の郵便駅馬車事業を一手に握って財をなした。現在は一種のコンツェルンで、銀行からビール会社まで各種の会社を経営し、ドイツの私有林の3分の1を所有し、カナダのヴァンクーバーにもビルを持ち、ブラジルに山林を買うなど海外にも投資している。観光地であるレーゲンスブルクの城館も侯爵家の所有である。しかし数年前から傘下の企業の経営失敗により、全般的な不振に陥り、さらに当主が90年12月に死去し、晩婚のため9才という若いアンドレアス少年が跡を継ぎ、その行状により週刊誌を騒がせた、34才年下で、まだ30代の若い夫人が残された。このような状況により、現在、経営陣と未亡人との争いというややお家騒動的状況が起こっている。最近 (92. 7. 20)、1920年から70年にかけて処分してきた25の城館にあった美術品を放出して話題になった。
- 8) 批判された当の閣僚の一人は反省の色も見せず「あれは狩猟ではなく、銃を持った散歩に過ぎなかった」と言った。

ドイツの狩猟 (10)

参考文献 (新たに付け加えたもののみを示す)

von Bieberstein, Johannes R.: Adelserschaft und Adelskultur in Deutschland
Seibt, Ferdinand: Glanz und Elend des Mittelalters. Siedler Verlag. Berlin.
1987.

Hagen, Horst: Wie edel ist das Waidwerk. Ullstein Verlag. Frankfurt/M.,
Berlin, Wien. 1984.

林 健太郎 世界各国史Ⅲ「ドイツ史」 山川出版社 昭和34年.

今野 国雄 「修道院」 近藤出版社 1971.

同 「西欧中世の社会と教会」 岩波書店 昭和48年.

宇田川 悟 「ジビエが市場を飾る頃」 月刊誌「太陽」90年12月号 平凡社